

厚岸町在宅福祉機器貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町在宅福祉機器貸与規則の一部を改正する規則

厚岸町在宅福祉機器貸与規則（平成3年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「老人及び身体障害者」を「65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む。）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「高齢者等」という。）」に改める。

第3条中「者であって、別表の種目欄に対応する対象者欄に掲げる者」を「高齢者等で、別表の種目欄に対応する対象者欄に掲げる者であって、次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による給付を受けられるまでの間、応急的に機器を必要とする者
- (2) 医療機関に入院又は介護保険施設等に入所している高齢者等で、外泊により機器を必要とする者
- (3) 厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）において、給付等を受けられるまでの間、応急的に機器を必要とする者
- (4) 機器の購入等の際し、試用する必要がある者
- (5) 前各号に定める者と同程度と認められる者

第4条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

(貸与期間)

第6条 機器の貸与期間は3箇月以内とする。ただし、前条の規定により機器の貸与の決定を受けた貸与対象者（以下「使用者」という。）のやむを得ない事情があるときは必要最小限度の範囲で延長することができる。

第7条第1項中「同居人」を「家族」に、「善良な管理者の注意をもって、」を「善良に」に改める。

第8条の見出しを「(返却)」に改め、同条中「在宅福祉機器貸与事業変更届(別記第3号様式)により町長に届け出」を「機器を返却し」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2号中「第1項」を削り、同号を同条第3号とする。

第9条を削る。

第10条第2項中「前条の規定にかかわらず」を削り、「返還」を「返却」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「利用者等」を「原則として使用者等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、使用者等による運搬が困難であると認められる場合は、この限りでない。

第12条を第11条とする。

第13条中「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第12条とし、第

14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

在宅福祉機器

種目	対象者
(1) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	寝たきりの者及び機器の使用が必要と認められる者
(2) 入浴用いす	下肢が不自由な者及び機器の使用が必要と認められる者
(3) 車いす	下肢が不自由な者及び機器の使用が必要と認められる者
(4) 歩行器及び歩 行補助用杖	下肢が不自由な者及び機器の使用が必要と認められる者
(5) ポータブルト イレ	下肢が不自由な者及び機器の使用が必要と認められる者

別記第1号様式中「住宅」を「在宅」に、

「3 世帯員の状況（本人は、貸与を必要とする者）

氏名	続柄	生年月日	性別	職業	備考
		・ ・ ・			
		・ ・ ・			
		・ ・ ・			
		・ ・ ・			
		・ ・ ・			

を

「3 緊急連絡先

氏名	続柄	連絡先	備考

に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第3号様式とする。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に際し、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。